

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

【弊社は2013年8月8日に、「立華工業株式会社」から「立華株式会社」へ社名変更しました。今後ともより一層のお引き立ての程、よろしくお願い致します。】

化学物質による健康障害防止指針(がん原性指針)に「N,N-ジメチルアセトアミド」が対象物質として追加されました。

N,N-ジメチルアセトアミド		CAS No. 127-19-5
主な有害性	発がん性、肝臓・呼吸器の障害	
性状	無色の液体、刺激臭	
用途	反応溶媒、精製溶剤、樹脂溶剤、塗装剥離剤、医薬品関係(難溶化合物の溶剤)	

長期毒性試験の結果、哺乳動物にがんを生じさせることが判明したことから追加されました。

改正・適用時期：平成25年10月1日より

局所排気装置の設置・届出・定期自主検査ならびに
作業環境測定についてのお問い合わせは下記担当者まで

対策エンジニア 尾崎克年、渡邊大輔(局排の設置・届出・検査)
作業環境課 中西正彦、青柳容子(作業環境測定)
営業部 望月久彰

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 化学物質による健康障害防止指針(がん原性指針)の対象物質

下の表にある29物質とこれらを重量の1%を超えて含有するものが指針の対象です。これらの物質は、長期毒性試験の結果、哺乳動物にがんを生じさせることが判明したものです。人に対する発がん性は、現在確定していませんが、労働者がこれら物質に長時間ばく露された場合、がんを生じる可能性が否定できないことから、「化学物質による健康障害を防止するための指針」の対象としています。

対象物質	有機溶剤中毒予防規則(有機則)・ 特定化学物質障害予防規則(特化則)・指針		
	有機則・指針とも適用 (5%を超える有機溶剤 業務の場合)	特化則・指針 とも適用 (5%超の場合)	指針のみ適用 (1%超の場合)
1 2-アミノ-4-クロロフェノール			○
2 アントラセン			○
3 2, 3-エポキシ-1-プロパノール			○
4 塩化アリル			○
5 オルトフェニレンジアミン及びその塩			○
6 キノリン及びその塩			○
7 1-クロロ-2-ニトロベンゼン			○
8 クロロホルム	○		●
9 酢酸ビニル			○
10 四塩化炭素	○		●
11 1, 4-ジオキサン	○		●
12 1, 2-ジクロロエタン (別名: 二塩化エチレン)	○		●
13 1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン			○
14 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン			○
★ 15 1, 2-ジクロロプロパン			○ (洗浄・払拭作業 については一部 を除き適用除外)
16 ジクロロメタン(有機則ではジクロロメタン)	○		●
※ 17 N, N-ジメチルアセトアミド			○
18 N, N-ジメチルホルムアミド	○		●
19 テトラクロロエチレン (別名: パークロロエチレン)	○		●
20 1, 1, 1-トリクロロエタン	○		●
21 ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル			○
22 パラ-ジクロロベンゼン			○
23 パラ-ニトロアニソール			○
24 パラ-ニトロクロロベンゼン		○	◆
25 ヒドラジン及びその塩、 ヒドラジン-水和物			○
26 ビフェニル			○
27 2-ブテナール			○
28 1-ブロモ-3-クロロプロパン			○
29 1-ブロモブタン			○

※: 指針に追加した物質

○: 適用

★: 指針の適用範囲を変更した物質

●: 1%を超え5%以下の場合、または、有機溶剤業務以外の業務で5%を超える場合

◆: 1%を超え5%以下の場合

2. 作業環境測定

- 1) 屋内作業場では、空気中の対象物質の濃度を定期的に測定して下さい。測定は6ヶ月以内ごとに1回実施するよう努めて下さい。なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましいです。
- 2) 作業環境測定(2-アミノ-4-クロロフェノール、アントラセン、キノリン及びその塩、1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン、1-ブロモブタンの作業環境測定を除く)を行ったときは、測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程、作業方法の点検を行って下さい。
また、点検結果に基づき、必要に応じて使用条件などが変更、作業工程や作業方法の改善などの作業環境改善のための措置を講じるとともに、呼吸用保護具の着用など労働者の健康障害を予防するために必要な措置を講じて下さい。
- 3) 作業環境測定の結果の記録、評価の記録は、30年間保存するよう努めて下さい。

作業環境測定の管理濃度

対象物質		管理濃度
1	2-アミノ-4-クロロフェノール	—
2	アントラセン	—
3	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	2 ppm
4	塩化アリル	1 ppm
5	オルト-フェニレンジアミン及びその塩	オルト-フェニレンジアミンとして 0.1 mg/m ³
6	キノリン及びその塩	—
7	1-クロロ-2-ニトロベンゼン	構造類似物質の管理濃度 パラニトロクロルベンゼン 0.6 mg/m ³
8	クロホルム	3 ppm
9	酢酸ビニル	10 ppm
10	四塩化炭素	5 ppm
11	1, 4-ジオキサン	10 ppm
12	1, 2-ジクロロエタン(別名: 二塩化エチレン)	10 ppm
13	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	—
14	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	構造類似物質の管理濃度 パラニトロクロルベンゼン 0.6 mg/m ³
15	1, 2-ジクロロプロパン	10 ppm
16	ジクロロメタン	50 ppm
17	N, N-ジメチルアセトアミド	10 ppm
18	N, N-ジメチルホルムアミド	10 ppm
19	テトラクロロエチレン(別名: パークロロエチレン)	50 ppm
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	200 ppm
21	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	3 ppm
22	パラ-ジクロルベンゼン	10 ppm
23	パラ-ニトロアニソール	構造類似物質の許容濃度 パラ-アニシジン 0.5 mg/m ³ ジニトロトルエン(混合物) 0.2 mg/m ³
24	パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6 mg/m ³
25	ヒドラジン及びその塩、ヒドラジン-水和物	ヒドラジンとして0.13 mg/m ³
26	ビフェニル	0.2 ppm
27	2-ブテナール	0.2 ppm
28	1-ブロモ-3-クロロプロパン	構造類似物質の管理濃度 1, 2-ジクロロエタン 10 ppm
29	1-ブロモブタン	—

RIKKA TOPICS

PCB分析のご案内

PCB廃棄物とは、機器等に使用された廃PCB油、不用のPCB使用トランス・コンデンサ・リアクトル、PCBを含む絶縁油・熱媒体等、その他PCBに汚染された廃棄物等でトランスやコンデンサの場合、絶縁油中のPCBの含有量が0.5mg/kgを超えるものはPCB廃棄物に該当します。

廃棄する際には封入されている絶縁油の分析を行いPCB混入の有無を確認する必要があります。

PCB廃棄物を保管する事業者は、PCB特措法が施行された日から15年の期間内(平成28年7月まで)に、PCB廃棄物の処分を自ら行うか、又は他に委託しなければなりません。



試料採取・分析

- 1) 分析のための試料採取、運搬は廃棄物処理法及びPCB特別措置法の適用を受けませんが、試料の採取は分析に必要な最小限の量とし、分析後に残った試料は、お客様(ご依頼先)に返却することになっています。
- 2) 分析に必要な試料は少量(1g程度)です。お客様(ご依頼先)が試料採取を行えるように専用の採取容器、採取器具の用意があります。
また、弊社は試料採取も行っておりますので、お気軽にご相談ください。
- 3) 分析方法 ガスクロマトグラフ(ECD)法
「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル2.1.1」
平成22年1月25日環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
- 4) 定量下限値 0.15mg/kg

PCB分析についてのお問い合わせは下記担当者まで
環境分析部 加藤雅士・城所 亨 または 営業部 望月久彰
立華株式会社 本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654